国別障害関連情報
ペルー共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ペルー共和国
目次

1. 基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2. 障害関連政策 5
2－1. 障害関連行政制度 5
2－2. 障害関連法令・政策文書 6
2－3. 障害関連施策 9
3. 国際条約及び国際協力等の実績 20
3－1. CRPD 批准による対応状況 20
3－2. マラケシュ条約実施状況 20
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 20
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 21
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 22
4. 障害関連団体の活動概況 24
4－1. 障害当事者団体の活動概要 24
4－2. 障害者支援団体の活動概要 25
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 26
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 26
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 26
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 28
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 28
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 29
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 30
6. 参考資料 31

表目次

表 1 ペルー政府による 2017 年度国勢調査の結果（主な困難別）.....3
表 2 障害関連行政組織.....5

略語表

ASD	Autism Spectrum Disorder	自閉スペクトラム症
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CEPLAN	Centro Nacional de Planeamiento Estratégico	国家戦略計画センター
CEM	Centros de Emergencia Mujer	女性緊急センター
CONADIS	Consejo Nacional para la Integración de la Persona con Discapacidad	国家障害者統合審議会
CONTIGO	Programa Nacional de entrega de la pensión no contributiva a personas con discapacidad severa en situación de pobreza	重度障害者貧困層向け無拠出年金プログラム
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
ENAHO	Encuesta Nacional de Hogares	全国家計調査
ENDES	Encuesta Demográfica y de Salud Familiar	全国人口・家族保健調査
ENEDIS	Encuesta Nacional Especializada sobre Discapacidad	全国障害専門調査
FVR	Ficha de Valoración de Riesgo	リスク評価票
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HI	Humanity & Inclusion	ヒューマニティ・アンド・インクルージョン
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
INDECOPI	Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual	公正競争・知的財産保護庁
INEI	Instituto Nacional de Estadística e Informática	国立統計情報庁
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JUNTOS	Programa Nacional de Apoyo Directo a los más Pobres	極度貧困世帯向け直接支援プログラム
OMAPED	Oficinas Municipales de Atención a la Persona con Discapacidad	市町村障害者事務所
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
OREDIS	Oficinas Regionales de Atención a la Persona con Discapacidad	地域障害者事務所
PIISTA	Plan de Infracciones Inmediatas en Seguridad Vial y Transporte Público	交通安全・公共交通に関する即時違反是正計画
PRITE	Programa de Intervención Temprana	早期介入プログラム
RNPD	Registro Nacional de la Persona con Discapacidad	全国障害者登録簿
SAANEE	Servicio de Apoyo y Asesoramiento a las Necesidades Educativas Especiales	特別な教育的ニーズ支援・助言サービス
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SIS	Seguro Integral de Salud	包括的保健保険制度
SINAPEDIS	Sistema Nacional para la Integración de la Persona con Discapacidad	障害者統合国家システム
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNSDCF	United Nations Sustainable Development Cooperation Framework	国連持続可能な開発協力枠組

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	8,452.4 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.09 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	4.2 %	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	3.1 %	2022 年

人口

総人口	34,217,848 人	2024 年
男性人口比率	49.7 %	
女性人口比率	50.3 %	
都市人口比率	85.2 %	
農村人口比率	14.8 %	
平均余命（全体）	77.7 歳	2023 年
男性	75.4 歳	
女性	80.1 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	6.9 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	13.5 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	14 年	
成人識字率（全体）	93.7 %	2024 年
男性	97.0 %	
女性	90.6 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-19)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-17)に基づく。
[4]ペルー共和国の教育制度は、就学前教育（3 年間）、初等教育（6 年間）、中等教育（5 年間）、大学（5 年以上）。6 歳から就学する。2003 年教育法（Ley General de Educación N.° 28044）及び 2012 年政令（Decreto Supremo N.° 0011-2012-ED）（https://www.minedu.gob.pe/p/ley_general_de_educacion_28044.pdf, https://www.gob.pe/institucion/minedu/normas-legales/118256-0011-2012-ed (参照 2026-6-9)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	113.9 %	2023 年
男子	113.4 %	
女子	114.3 %	
中等教育（総就学率）		
全体	111.3 %	2023 年
男子	109.6 %	
女子	113.1 %	
高等教育（総就学率）		
全体	71.2 %	2017 年
男子	68.4 %	
女子	74.0 %	

雇用

失業率（全体）	4.8 %	2024 年
男性	4.1 %	
女性	5.6 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義[5]

ペルー共和国（以下、「ペルー」と記す。）は、1999 年施行の障害者基本法（法令 27050 号）において、障害者を「1 つもしくは 2 つ以上の甚大な身体、知的、感覚的な機能障害により、通常の活動や社会活動への参加能力が制限されている者」と定義していた。その後、国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の障害者権利委員会は 2012 年の総括所見で、CRPD の概念に沿った定義への見直しを勧告し、ペルー政府は 2012 年に新・障害者基本法（法令 29973 号）を制定し、障害者を「1 つもしくは 2 つ以上の長期的な身体、感覚、精神または知的な機能障害があり、様々な環境上及び態度上の障壁との相互作用により、他の者と平等な条件で社会に完全かつ効果的に参加することが妨げられる可能性がある者」と再定義した。2018 年に提出された第 2・第 3 回定期報告を含め、その後の国レベルの文書においても、この法令 29973 号に基づく障害者の定義に関して新たな修正は示されておらず、2026 年度時点でも同定義が維持されていると整理できる。

[5] 政府報告（2018）、総括所見（2023）、パラレルレポート 1 件（2023）、オンブズマン事務所（Defensoría del Pueblo）によるモニタリング報告書（2023）に基づく。

1－2－2. 障害に関する統計

ペルー政府の第 2 回・第 3 回統合定期報告書（2018 年提出）（以下、「政府報告」と記す。）によれば、「第 1 回全国障害専門調査（Encuesta Nacional Especializada sobre Discapacidad。以下、「ENEDIS」という。）2012」を通じて、障害者数、障害の種類、社会人口学的・経済的状況、個人・家族・社会・雇用の各分野における機能状況に関する信頼性の高い統計データが初めて収集された。その結果、人口の 5.2%（約 157 万人）が障害者であることが明らかになり、得られた情報は障害者向けの政策・計画・プログラムの設計に活用されたと報告されている。

その後、2014 年以降は、全国家計調査（Encuesta Nacional de Hogares: ENAHO）、全国人口・家族保健調査（Encuesta Demográfica y de Salud Familiar: ENDES）などの各種定期調査、さらに 2017 年に実施された「第 12 回全国人口・第 7 回住宅国勢調査」にも障害に関する質問が導入され、2017 年国勢調査では障害者が総人口の 10.4%を占めると報告されている。2017 年時点の障害者数及び基本属性は、以下のとおりである。

障害者数[6]	3,209,261 人	全人口の 10.3 %	2017 年
男性	1,388,957 人		
女性	1,820,304 人		

また、2017年国勢調査における「主な困難」の内訳は次のように報告されている。

表 1 ペルー政府による 2017 年度国勢調査の結果（主な困難別）

主な困難	割合
視覚に困難がある	48.3 %
歩く・移動することに困難がある	15.1 %
聞こえることに困難がある	7.6 %
理解する・学ぶことに困難がある	4.2 %
他者と関わることに困難がある	3.2 %
話すことに困難がある	3.1 %
2 つ以上の障害がある	18.5 %

出所：国立統計情報庁（Instituto Nacional de Estadística Informática）国勢調査 2017

ペルーの国内人権機関であるオンブズマン事務所（Defensoría del Pueblo）は、ENEDIS 2012（障害者率 5.2%）と 2017 年国勢調査（10.4%）の結果の間には、障害者全体の割合及び障害種別データの双方に大きな乖離があり、障害者を対象とした公的政策の設計に重大な影響を及ぼしうる点を懸念している[7]。

[6] 2017 年度国勢調査の結果

[7] オンブズマン事務所（Defensoría del Pueblo）（2023）Report for the Review of the Peru Report and the Adoption of the Final Observations and Recommendations to the Peruvian State — “Assessment of the Situation of Persons with Disabilities and the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Peru”

障害者権利委員会は、ペルーの第 2 回・第 3 回統合定期報告書に関する総括所見（2023）（以下、「総括所見」と記す。）において、国立統計情報庁 （Instituto Nacional de Estadística e Informática: INEI）が第 2 回全国障害専門調査を実施し、定期調査では把握されていない障害者に関する特定情報を収集することで、条約実施のための政策・取組をより的確に支えるよう勧告している。

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

国家障害者統合審議会（Consejo Nacional para la Integración de la Persona con Discapacidad。以下、「CONADIS」という。）は、ペルーにおける CRPD 及び国内障害法の実施を調整・監督する責任を負う公的機関である。CONADIS は技術的・行政的自律性を有しつつ、女性・脆弱集団省（Ministerio de la Mujer y Poblaciones Vulnerables）に属している。CONADIS の理事会には、保健、教育、労働、財政など、様々な省庁の代表が参加している[8]。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 2 障害関連行政組織[9]

No.	機関名	概要
1	女性・脆弱集団省 （Ministerio de la Mujer y Poblaciones Vulnerables）	差別のない社会の実現、公平な機会の提供、障害者のあらゆる生活領域への統合の促進を所掌する。
2	保健省 (Ministerio de Salud)	リスク予防、包括的なリハビリテーションケア、障害の国家認定を通じて障害者のインクルージョンを推進する。
3	教育省 （Ministerio de Educación）	教育を受ける権利の保障、教育サービスの提供、及び障害者を含む人々のスポーツ機会の支援を担う。
4	労働・雇用促進省 （Ministerio de Trabajo y Promoción del Empleo）	障害者の雇用及び労働権の促進を担当する。
5	交通・通信省 （Ministerio de Transportes y Comunicaciones）	物理的・情報的アクセシビリティの促進において重要な役割を果たす。
6	住宅・建設・衛生省 （Ministerio de Vivienda, Construcción y Saneamiento）	「アクセシビリティ国家行動計画 2018–2023」の実施を調整・監視する責任を負った。

出所：UNPRPD Technical Secretariat (2024) Situational Analysis on the Rights of Persons with Disabilities in Peru: Country Brief を基に調査チームが作成。

【国内調整委員会設置状況】[10]

CONADIS の理事会には、上述した保健、教育、労働など複数の省庁の代表が参加している。

[8] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2025/05/Peru-county-Brief.pdf (参照 2026-3-10)

[9] すべて CONADIS 理事会メンバー。なお、法務・人権省（MINJUSDH）、国防省（MINDEF）、内務省（MININTER）、社会健康保険（EsSALUD）も CONADIS メンバーである。

[10] UNPRPD Technical Secretariat (2024), Situational Analysis on the Rights of Persons with Disabilities in Peru: Country Brief.

すべての省庁には、障害者の権利を維持・促進するためのセクター別政策の推進・策定を担当する専任ユニットが設置されているが、その機能や能力の程度は省庁ごとに異なる。

障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）の代表を含む諮問評議会を設置することが義務付けられており、そこには軍関係組織やスポーツ連盟の代表も含まれることとされている。ただし、この評議会を十分な代表性を有する団体で構成することが課題となっている。

また、CONADIS は、障害者統合国家システム（Sistema Nacional para la Integración de la Persona con Discapacidad。以下、「SINAPEDIS」という。）を主導している。SINAPEDIS は、国、地域、自治体レベルの政府によるサービス提供主体を結び付ける調整メカニズムである。さらに、CONADIS は国家障害監視機関（Observatorio Nacional de la Discapacidad）も運営している。これは、政治・社会参加、雇用、保健、教育、貧困など、障害の状況に関する複数の指標を追跡する情報・コミュニケーションプラットフォームである。

【地方政府行政】[11]

CRPD の初回政府報告が出された 2010 年時点では、地方自治体における CRPD 推進体制は未整備であったが、その後の新障害者基本法（2012）において、地方政府に対し、障害者を支援するための地域障害者事務所（Oficinas Regionales de Atención a la Persona con Discapacidad。以下、「OREDIS」という。）及び市町村障害者事務所（Oficinas Municipales de Atención a la Persona con Discapacidad。以下、「OMAPED」という。）の設置が義務付けられた[12]。その後、複数の国連機関・政府・OPD による CRPD 履行促進のための共同事業である UNPRPD[13]の分析によれば、2023 年時点で OREDIS は 25 か所、OMAPED は 1,879 か所設置されており、すべての県及びほぼ 100%の市町村をカバーしていたとされる。一方で、地理的なカバレッジは広範であるものの、OREDIS 及び OMAPED は、人員や専門性の不足、限られた予算の制約といった課題が報告されている。

2－2. 障害関連法令・政策文書[14]

法律名	障害者基本法（法律第 29973 号、Ley General de la Persona con Discapacidad）[15]
施行年	2012 年

[11] JICA 国別障害関連情報（2021）及び UNPRPD(2024)に基づき記載。
[12] https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044913.pdf(参照 2026-3-10)
[13] United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities。UNPRPD Technical Secretariat (2024) Situational Analysis on the Rights of Persons with Disabilities in Peru: Country Brief.
[14] 政府報告(2018)、総括所見（2023）、関連法令の文書に基づく。
[15] https://evaluaciondocente.perueduca.pe/media/2016/06/Reglamento_de_la_Ley_de_la_Persona_con_Discapacidad.pdf, https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/534697/223512-ley-general-de-la-persona-con-discapacidad_actualizada.pdf?v=1725564015（参照 2026-3-10），直訳すると「障害のある人に関する一般法」だが、日本の文脈に合わせて、本報告書では「障害者基本法」と訳す。

概要	障害者の権利の促進、保護及び実現を平等な立場で図るための法的枠組。障害を理由とする排除を生み、またそれを悪化させる障壁を段階的に撤廃すること、及び障害者集団の保護と支援を国家の優先事項とすることを国に義務づける。2014 年の施行規則により障害者の権利保障、アクセシビリティ、雇用、サービス提供などの実施枠組を具体的に定める。

法律名	障害のある人の法的能力を平等な条件で認め、規律する立法令（立法令第 1384 号、Decreto Legislativo que reconoce y regula la capacidad jurídica de las personas con discapacidad en igualdad de condiciones）[16]
施行年	2018 年
概要	民法や民事訴訟法、公証人法などの条文を改正し、契約・婚姻・親権・遺言・裁判手続などで、合理的配慮や支援を受けながら権利を行使できるよう定める。

その他の政府報告（2018）等で言及される主な法律（公布年の降順）

法律名	精神保健法（法律第 30947 号、Ley de Salud Mental）[17]
施行年	2019 年
概要	精神保健の促進、予防、治療、リハビリテーションおよび社会復帰へのアクセスを保障し、地域に根ざしたケアモデルと人権・尊厳の尊重、無差別、スティグマの解消、異文化性を前提とする法的枠組みを定める。

法律名	障害のある子ども及び青少年の遊ぶ権利と都市アクセシビリティを保障する法律（法律第 30603 号、Ley que Garantiza Derecho al Juego y la Accesibilidad Urbana para Niños, Niñas y Adolescentes con Discapacidad）[18]
施行年	2017 年
概要	遊具を備え一般に開放された公有・私有のレクリエーション空間を重視し、都市空間へのアクセシビリティと遊ぶ権利の保障を定める。

法律名	視覚障害者による盲導犬使用の促進及び規制に関する法律第 29830 号の改正法（法律第 30433 号、Ley que Modifica la Ley 29830, Ley que Promueve y Regula el Uso de Perros Guía por Personas con Discapacidad Visual[19]
施行年	2016 年

[16] https://www.gob.pe/institucion/minjus/normas-legales/190877-1384(参照 2026-3-10)
[17] https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1484216/Ley%20N%C2%BA%2030947.pdf.pdf?v=1608073034(参照 2026-3-31)
[18] https://www.leyes.congreso.gob.pe/Documentos/2016_2021/ADLP/Normas_Legales/30603-LEY.pdf (参照 2026-3-10)
[19] https://leyes.congreso.gob.pe/Documentos/ExpVirPal/Texto_Consolidado/30433-TXM.pdf (参照 2026-3-10)

概要	盲導犬を伴う視覚障害者が、入場・滞在・移動を妨げられた場合の違反行為及び罰則を明確化するなど、アクセス権保障を強化する。

法律名	自閉スペクトラム症のある人の保護に関する法律（法律第30150号、Ley de Protección de las Personas con Trastorno del Espectro Autista）[20]
施行年	2014 年
概要	早期発見・診断、早期介入、健康の保護、インクルーシブ教育、労働市場及び社会への統合促進を目的とする法制度。

法律名	一般保健法第 26842 号第 11 条改正法）（法律第 29889 号、Ley que Modifica el Artículo 11 de la Ley 26842, Ley General de Salud）[21]
施行年	2012 年
概要	「すべての人は、差別なく、可能な限り最高水準の精神保健を享受する権利を有する」こと、地域における精神保健サービスの提供、入院は例外的措置であること等を定める条文を掲載。

法律名	ペルー手話を公式に認める法律（法律第 29535 号、Ley que Otorga Reconocimiento oficial a la lengua de Señas Peruana）[22]
施行年	2010 年
概要	ペルー手話を、ペルー全国における聴覚障害者の言語として公式に認定し、各種機関に対し手話通訳サービスの提供を義務付ける。

法律名	教育基本法（法律第 28044 号）[23]
施行年	2003 年
概要	18 歳未満のあらゆる子どもが教育を受ける権利の保障。2018 年、法律第 30797 号が制定され、インクルーシブ教育の推進を目的として教育基本法の第 52 条が改正されるとともに、条文が追加され、個別教育計画、合理的配慮、アクセシビリティの確保が学校及び国家の法的義務として明確化された。あわせて、多職種連携に基づくインクルーシブ教育の実施体制が制度的に強化された。

障害者政策

政策名	2030 年に向けた発展のための障害に関する複数セクター国家政策[24]
施行年	2021 年

[20] https://leyes.congreso.gob.pe/Documentos/Leyes/Textos/30150.pdf (参照 2026-3-10)
[21] https://www.leyes.congreso.gob.pe/Documentos/ExpVirPal/Normas_Legales/29889-LEY.pdf (参照 2026-3-10)
[22] https://www.leyes.congreso.gob.pe/Documentos/Leyes/29535.pdf (参照 2026-3-10)
[23] https://www.gob.pe/institucion/congreso-de-la-republica/normas-legales/118378-28044 (参照 2026-3-10)
[24] https://capaz.org.pe/wp-content/uploads/2021/08/POLIITICA-NACIONAL-MULTISECTORIAL-EN-DISCAPACIDAD-PARA-EL-DESARROLLO-AL-030.pdf (参照 2026-3-10)

概要	構造的な差別と排除により、障害者が権利行使・社会参加において不利となっている「公共の問題」を、2030 年までに是正することを目的とする国家政策。①政治的・社会的参加、②雇用・経済活動への参加、③統合的保健サービスへのアクセス、④教育における機会均等と学びの継続、⑤肯定的な社会意識、⑥環境のアクセシビリティ、⑦障害分野の公共マネジメント強化の 7 つの優先目標を掲げる。

政策名	2018～2023 年国家アクセシビリティ計画（2027 年まで継続）[25]
施行年	2018–2023 年
概要	障害者基本法に基づき、横断的かつ協調的な形で施策を計画する方法について指針を示すものである。同計画は、都市インフラ及び施設が、障害者が物理的環境、交通サービス及び情報・コミュニケーションに他者と平等にアクセスできる適切な条件を備えることを確保する。

2－3. 障害関連施策

① 保健医療[26]

ペルー政府は、保健医療とリハビリテーション分野において、制度整備とサービス拡充を進めている。健康保険制度は、貧困及び極度の貧困状態にある人々に対し無償の医療サービスを提供している。この枠組は障害者、障害のある 5 歳未満児、障害のある妊婦、家族の支援を受けられない障害者にも適用される。また、起業者や自営業者向けの保険料体系を設け、一定の負担能力のある障害者とその家族は比較的低額で利用できる。さらに、公的健康保険の基本パッケージに加えて任意の追加保険もあり、年齢別の料率設定によりカバレッジの拡大が図られている。民間医療保険については、利用者の権利に関する法令の施行規則を整備し、障害に基づく差別を禁止するとともに、障害者に配慮した分かりやすい形式での情報提供を義務づけている。

アクセス改善の面では、「国家人権計画」[27]において、30 歳未満の障害者の障害者証保有率、障害またはリスクのある 5 歳未満児の早期介入の受療率、精神障害者の地域ケア利用率、障害者の保険加入率など、保健医療及びリハビリテーションに関する数値目標を設定している。

性と生殖に関する健康について、ペルー政府は、「性と生殖に関する健康国家戦略」を策定し、母体及び周産期死亡の減少、産科医療の質の向上、専門職へのアクセス拡大、思春期の生殖健康の改善、母子感染の予防、ジェンダーに基づく暴力への対応などを通じて、障害者を含む人々の性と生殖の健康の向上を重視している。また、家族計画に関する技術指針では、障害に基づく差別なく脆弱者層が性と生殖に関する保健サービスにアクセスできるよう、社会的包摂

[25] https://www.gob.pe/institucion/vivienda/informes-publicaciones/1948664-plan-nacional-de-accesibilidad-2018-2023 (参照 2026-3-10)
[26]政府報告書（2018）及び追加情報（Additional information from the State party(2023)、総括所見（2023）に基づく。
[27] https://www.gob.pe/institucion/minjus/informes-publicaciones/1476995-plan-nacional-de-derechos-humanos-2018-2021(参照 2026-3-10)

の重要性を明記している。

リハビリテーション分野では、ペルー政府は 2017 年に地域に根ざしたリハビリテーション戦略の技術指針[28]を採択し、障害者本人と家族、コミュニティ、政府及び非政府セクターが連携して、地域に根ざしたリハビリテーションと社会的包摂を推進する方針を示している。プライマリ・ヘルスケア施設が実施の中核を担い、二次及び三次医療施設はコミュニティ保健ワーカーへの研修やリハビリテーションサービスの調整を担当し、医療従事者はアウトリーチや状況分析を通じて地域ニーズの把握を行うこととされている。

社会保険制度では、政府は機能的・職業的・社会的リハビリテーションを統合した基準を定め、複数地域に職業及び社会リハビリテーションの基礎サービス拠点を設置し、多職種チームによるサービス提供体制を整備してきた。

精神保健の分野では、政府は保護施設、精神疾患・依存症の治療のための短期入院ユニットを備えた総合病院、コミュニティ精神保健センターの整備を進め、精神科病院から地域生活への移行と生活の質の向上を図っている。

しかし、こうした制度面の取組にもかかわらず、実際のアクセスやサービス提供には大きな課題が残されている。

障害者権利委員会は 2023 年の総括所見において、健康保険制度に加入していても障害者が専門サービスを含む包括的な医療に十分アクセスできていない点、医療介入における自由意思に基づくインフォームド・コンセントが徹底されていない点、リビング・ウィルや必要な支援へのアクセスが不十分である点を懸念として指摘している。また、リハビリテーションサービスへのアクセスが依然として不十分であり、リマや州都に集中していることが指摘されており、特に農村部や遠隔地におけるサービス拡充が求められている。

UNPRPD（2024）では、これらの課題が具体的なデータによって示されている。同報告書によれば、ペルーでは、障害者を含む国民のほぼ 99%が何らかの医療保険に加入しているものの、実際に利用できる医療サービスには大きな格差があるとされる。2022 年には、障害者の 35%が、医療機関までの距離、保険未加入、医療専門職による不当な扱いなどにより、医療を受けることができなかったと報告されている。これらの障壁は、特に農村部において、根深い排除と不十分なサービス提供を反映しているとされる。また、精神保健法は地域に根ざした精神保健サービスを推進しているが、その進展は遅く、2023 年時点でも、精神障害及び知的障害のある人がおよそ 600 人、家族の支援がなく貧困層であることも相まって、依然として施設に収容されていると指摘されている。さらに、法律上は性と生殖に関する保健サービスへのアクセスが保障されているにもかかわらず、医療提供者の態度には偏見が見られることが多く、インフラも障害者に配慮した設計になっていない。歴史的に、精神科医療の場では強制不妊手術が行われており、現在は違法であるにもかかわらず、こうした考え方は一部の家族や医療従事者の間に残存している。精神障害及び知的障害のある女性は、特に、法的にごく限られた状況で

[28] https://www.gob.pe/institucion/minsa/normas-legales/189386-457-2017-minsa(参照 2026-3-10)

しか認められていない治療的中絶へのアクセスに困難を抱えるなど、追加的な課題に直面している。

② 教育[29]

2018 年、法律第 30797 号が制定され、インクルーシブ教育の推進を目的として教育基本法第 52 条が改正された。これにより、個別教育計画、合理的配慮、アクセシビリティの確保が学校及び国家の法的義務として明確化された。

政府報告によれば、教育当局には、特別な教育的ニーズを有する者のためのインクルーシブ教育プログラムを策定・実施する義務が課され、施設・教材のアクセシビリティ確保、研修を受けた教員の配置、点字や手話等のコミュニケーション手段の教授が求められている。

財政面では、2013 年に予算プログラム第 106 号「障害のある子ども及び若者の基礎教育・技術職業教育へのインクルージョン」が開始され、軽度・中等度障害児者の公立インクルーシブ教育機関へのアクセス、重度障害児者の特別教育機関へのアクセス、3 歳未満児の早期介入プログラムへのアクセス保障を目的として、全国的に予算が大幅に増額されてきた。これにより、教職員の増員、地域教育局への特別教育専門職の配置、複数種別の教育機関におけるバリアフリー改修、早期介入専門職・教員への研修、特別基礎教育センターやリソースセンターへの教育機器配備などが進展し、公立・私立を通じて約 7 万 4 千人の障害のある学生が基礎教育や技術職業教育に在籍しているとされる。

また、予算プログラム第 0090 号・第 0091 号・第 0106 号に基づき、手話通訳、理学療法士、作業療法士などの教育支援専門職の採用を優先する枠組も整備されている。

インフラと教材については、障害に関連する特別な教育的ニーズを有する学生向けにインフラ整備及び技術教材の技術基準が定められ、多数の学校に対して改修や教材購入のための補助金が配分されている。点字・凸字教材など、合理的配慮の一部も導入されている。全国には特別基礎教育機関向けのリソースセンターが設置され、教材開発、情報提供、助言を行っている。同センターを拠点とし、障害児の通常学校での学びを支援する巡回専門チームである「特別な教育的ニーズ支援・助言サービス（Servicio de Apoyo y Asesoramiento a las Necesidades Educativas Especiales: SAANEE」が、インクルーシブな基礎教育・技術教育機関を対象に個別カリキュラム調整や支援を提供している。

UNPRPD（2024）では、こうした取組にもかかわらず残されている課題が、具体的なデータによって示されている。3 歳以上の障害のある人口の 20%はいかなる教育レベルも受けておらず、これは障害のない人口の 5%と比べて高い割合である。15 歳以上の障害のある人の平均就学年数は 6 年であり、一般人口の 10 年と比べて短い。教育省が開始した早期介入プログラム（Programa de Intervención Temprana。以下、「PRITE」という。）などの取組により約 5,000 人の子どもに早期介入支援が提供されてきたものの、とりわけ農村部、女子、重度障害のある子

[29]政府報告（2018）及び追加情報（Additional information from the State party(2023)、総括所見（2023）に基づく。

どもたちにおいて格差は依然として残っている。教育機関による障害児の入学拒否を禁じる規定が存在するにもかかわらず、学校が必要なカリキュラム上の調整を行わなかったり、物理的アクセシビリティ基準を順守していなかったりする事例も多い。

これらを踏まえ、障害者権利委員会は総括所見において、多くの障害のある児童・生徒が必要な支援の欠如や障害を理由とする入学拒否により教育課程を開始・修了できていないこと、教育支援サービスの整備と普及が限定的であることを懸念点として挙げている。また、早期介入プログラムの数とカバレッジが不十分であり、専門サービスが実質的に 3 歳未満に限定されていること、障害児へのいじめが増加しているにもかかわらず、学校において予防・モニタリング・是正のためのプロトコルや研修が導入されていないことも問題視している。委員会は、障害のある児童・生徒への合理的配慮提供と教育支援サービス拡充のための財源増額、すべての障害児の就学を確保する恒常的な監視メカニズムの創設、早期介入プログラムの拡充と対象年齢の引上げ、インクルーシブ教育への円滑な移行の確保を求めている。さらに、学校において障害児への虐待・ハラスメントを排除する反いじめプログラム及びプロトコルの採択を勧告し、制度整備と実際のインクルーシブ教育とのギャップ是正を課題として提示している。

③ ジェンダー（障害女性等）[30]

政府報告によれば、ペルーでは「女性及び家族構成員に対する暴力の予防・処罰・根絶に関する法律（第 30364 号）[31]」により、ジェンダーに基づくあらゆる差別が禁止され、女性及び家族構成員に対して、暴力のない生活を送る権利並びに固定的な性別役割や従属の概念に基づく慣行から自由である権利が保障されている。同法は、暴力対策に交差性アプローチを導入し、障害等の要因が女性に対する暴力と関連し得ることを認めている。また、共同行動のための基本プロトコルにおいて、障害のある女性や先住民族、アンデス、アマゾン、アフリカ系コミュニティの女性の状況を特に考慮している。さらに、同法の下では、禁止される暴力を受けた障害のある被害者に対し、自らの言語による無償かつ迅速な専門的法律支援及び代理へのアクセスも保障されている。

障害女性の性と生殖に関する権利については、障害者基本法において、自らのセクシュアリティ及び生殖能力の行使について自由に決定する権利を保障することが国に義務付けられている。また、女性や家族に対する暴力の情報を収集・分析し、その予防と根絶に役立てる「女性及び家族構成員に対する暴力に関する全国オブザーバトリー」[32]は、障害者を特に脆弱者層として位置づけ、暴力の予防や被害者支援プログラムにおいて、障害者の権利団体や企業を含む民間部門の参加を想定している。加えて、「女性緊急センター（Centros de Emergencia Mujer。以下、「CEM」という。）」では障害当事者の案件が多数取り扱われており、警察通報情報システ

[30] 政府報告（2018）及び追加情報（Additional information from the State party(2023)、総括所見（2023）に基づく。
[31] https://www.gob.pe/74905-ley-n-30364-ley-para-prevenir-sancionar-y-erradicar-la-violencia-contra-las-mujeres-y-los-integrantes-del-grupo-familiar(参照 2026-3-17)
[32] https://www.gob.pe/51921(参照 2026-3-31)

ムへの障害変数の導入や、「包摂的警察署」戦略[33]による警察官研修など、暴力対応体制に障害の視点を取り込む取組も進められている。

一方、障害者権利委員会は総括所見において、国家ジェンダー平等政策が障害のある女性・女児に与える影響に関する情報の欠如に懸念を示している。また、パートナー間暴力のリスク評価手続において、障害女性が家族、後見人、介護者から受ける特有の暴力形態が適切に識別されていない点や、第 30364 号法が障害の視点を十分に組み込んでおらず、被害者支援の場における物理的・コミュニケーション上の調整や合理的配慮の提供の必要性を明示していない点も問題として指摘している。これを踏まえ、委員会は、国家ジェンダー平等政策の実施及びジェンダー平等促進に関するあらゆる措置に障害の観点を組み込むこと、障害のある女性・女児に関する指標及び分解データを整備すること、リスク評価手続を見直して家族、後見人、介護者による暴力を特定可能とすること、さらに第 30364 号法を改正して障害の視点を組み込み、暴力被害者支援サービスを障害のある女性・女児にとってアクセシブルかつ包摂的なものとすることを勧告している。

④ 職業訓練、雇用、就労[34]

ペルーの法制度は、政府報告によれば、障害者に対し、他者と平等に雇用される権利、自由な職業選択及び就業の権利、機会均等、同一価値労働に対する同一賃金、公正で安全かつ健康的な労働条件へのアクセスを保障している。 また、労働・雇用促進省、CONADIS、地方政府に対し、障害者の雇用権の促進・確保及び技能・能力開発の支援責任を課している。 さらに、公務員採用における選考採点の 15%加算措置、公的部門及び民間部門における障害者雇用率(それぞれ 5%及び 3%)が規定されている。

合理的配慮については、民間部門で働く障害者のための合理的配慮の設計・実施・提供に関する技術指針及び申請様式が承認され、職場における申請手続と雇用主の提供義務が明確化されている。合理的配慮に要する費用は追加損金として所得税控除の対象となり、合理的配慮に関する助言・案内サービスのガイドライン案も、障害者からの意見を踏まえて最終化が進められている。公的部門では、CONADIS がパーソナル・アシスタンスや合理的配慮を含む支援措置の内部メカニズムを規定し、公務員制度法に基づき、選考過程におけるアクセス確保、試験・評価方法の調整、合理的配慮の提供が求められている。

雇用促進に関しては、全国ジョブセンターで実施される就業可能性向上計画に基づき、障害者向け職業訓練及び職業紹介、精神・知的障害者向け支援付き雇用等も開始している。

雇用割当義務の履行状況は依然として不十分であるものの、政府報告によれば、義務対象企業数及び障害者雇用者数はいずれも年々増加しており、2015 年以降、割当てを満たす企業や一部雇用に取り組む企業は拡大している。しかしながら、UNPRPD(2024)によると、2023 年時点で

[33] 障害者等へ適切な対応を行うため、手話や点字資料の整備、障害等に関する専門研修を受けた警察官による対応を提供することを目的とした警察署モデルを指す。https://larepublica.pe/sociedad/2022/08/18/mininter-implementaran-la-primera-comisaria-inclusiva-para-dar-atencion-especializada-a-poblacion-vulnerable(参照 2026-3-31)

[34]政府報告(2018)及び追加情報(Additional information from the State party(2023)、総括所見(2023)に基づく。

は、143 の公的機関のうち雇用割当てを達成したのは 9 機関にとどまり、民間部門においても、義務対象 6,573 社のうち遵守していたのは 146 社に過ぎない。同報告によると、政府の様々な取組にもかかわらず、多くの雇用主はアクセシビリティや合理的配慮に関する要件を十分に遵守しておらず、障害のある労働者に対する偏見も依然として根強い。障害者の就業率は 42%にとどまり、非障害者の 71%と比較して低い水準にある。賃金面でも格差が見られ、障害のある人の平均時給は 6.9 ソルであり、障害のない人の 8.5 ソルを下回っている。

こうした状況について、障害者権利委員会は、障害者、特に障害のある女性や知的・心理社会的障害者の雇用率が依然として低いこと、雇用割当制度が実務上十分に履行されていないこと、障害者と非障害者の間の賃金格差が大きく、女性や農村居住といった他の脆弱性と重なることで格差がさらに拡大することに懸念を示している。また、障害者がインフォーマル部門で働く割合が高く、その結果として社会保障から排除されていること、教育・職業訓練プログラムの包摂性及びアクセシビリティが不十分であり、必要な地域に職業訓練が存在しないこと、合理的配慮に関する情報不足も課題として指摘されている。さらに、知的障害及び自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder。以下、「ASD」という。）児・者を対象とした支援付き雇用プログラムの中止も懸念事項とされている。

これらを踏まえ、委員会は、戦略の見直しと調整された効果的措置を通じてフォーマル労働市場への障害者の参入を促進するとともに、職場のアクセシビリティ及び合理的配慮・支援へのアクセスを確保し、法定雇用割当の履行を担保する監督及び抑止的制裁の強化を勧告している。あわせて、障害者向け職業教育・訓練プログラムの継続的実施と、雇用ガイダンス及び雇用主に対する合理的配慮に関する情報提供の推進を求めている。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス[35]

政府報告によれば、ペルーでは、公的・私的部門から所得や年金を受けていない貧困状態の重度障害者の生活の質向上を目的として、「重度障害者貧困層向け無拠出年金プログラム（Programa Nacional de entrega de la pensión no contributiva a personas con discapacidad severa en situación de pobreza。以下、「CONTIGO」という。）」が創設され、2 か月ごとに 300 ソル（約 12,000 円）を給付する仕組みが整えられている。当初約 13 万人規模と見込まれた対象は、その後全国展開され、段階的な地域拡大の結果、2022 年末時点で全国 25 地域・1,792 地区において約 10 万 6 千人が受給しており、成人・子ども双方を対象に、重度障害かつ貧困・極度貧困の人々の約 3 割をカバーしている。

あわせて、「家族強化国家計画 2016–2021」に基づき、要介護者を抱える世帯への介護者派遣サービスの拡充、中国から寄贈された車いすの全国配布、自治体レベルでの義肢装具・補装具・医薬品の提供、当事者と家族・介助者を対象とする自立生活の能力強化セッションなど、地域レベルでの生活支援施策も講じられている。

[35]政府報告（2018）および追加情報（Additional information from the State party(2023)、総括所見（2023）に基づく。

その他、条件付き現金給付である「極度の貧困層への直接支援プログラム（Programa Nacional de Apoyo Directo a los más Pobres。以下、「JUNTOS」という。）」は、極度貧困世帯を対象とし、その中でも障害者を含む世帯への家庭訪問を優先し、保健・教育サービスへのアクセス改善を図っている。また、高齢貧困層向けの「Pensión 65 国家連帯・支援プログラム」では、障害者に年金への優先アクセスを認めるとともに、地方事務所職員に対して障害者対応や他機関連携に関するオンライン研修を提供している。住宅政策では、低所得世帯向け住宅プログラム「Techo Propio（テチョ・プロピオ）」を通じ、住宅改修や購入のための一度限りのボーナス給付において障害者を含む家族に加点を行い、アクセシビリティ基準に合致した住宅建設を促進している。

また、身体的・精神的障害により稼得能力が低下した被保険者に対する障害年金が整備されており、賃金または基準所得の 50%を基準としつつ上限額を設け、恒常的に他者の介助を必要とする場合の加算、配偶者・子ども向けの上乗せ給付などを通じて、世帯単位での生活保障を図っている。親の死亡時には、18 歳未満の子どもや、成年前に取得した障害により就労不能となった 18 歳以上の子どもへの遺児年金給付が認められ、国家年金制度に 20 年以上拠出した障害者には、減額なく 55 歳からの早期退職申請も可能とされている。さらに、CONADIS と福祉基準局は、障害年金の受給要件として本人の法的判断能力を制限していた規定の廃止に向け、統合行政手続の改正案を準備するなど、年金制度と権利保障の整合性を高める改革も進めている。

しかしながら、UNPRPD（2024）によると、「CONTIGO」プログラムの対象は極度の貧困状態にある重度障害者のみに限定されており、それ以外の人々は支援を受けられないこと、また厳格な受給要件のため、多くの障害者が社会的保護プログラムから排除されていることが指摘されている。さらに、支援を受ける資格がある人でさえ、長い待機期間や支払いの遅延に直面している。加えて、銀行口座を持たない農村部や先住民族コミュニティに暮らす障害者は、金銭給付を受ける際に長距離の移動を余儀なくされることが多く、給付へのアクセスに一層の障壁があるとされる。

障害者権利委員会も、障害者の貧困率が依然として高いにもかかわらず、その経済状況を改善する具体的支援措置が十分とは言えないと指摘している。社会保障プログラムの対象を決定する「世帯ターゲティング・システム」が、障害者本人や障害児を抱える世帯が負う追加的生活費を考慮していないことにも懸念を示している。また、CONTIGO が貧困または極度貧困状態の重度障害者に限定されていることに加え、JUNTOS が重度障害児を抱える家族のニーズに十分対応していないこと、さらに CONTIGO 受給者で孤児年金も受給している障害者が、就労や少額の追加収入によって給付を自動的に失う仕組みとなっているため、労働市場への参加や収入向上のインセンティブが著しく弱められている点も問題として指摘している。加えて、貧困状態にある障害者向けの住宅選択肢が限られ、既存の住宅プログラムの効果も限定的である点を踏まえ、委員会は、JUNTOS、CONTIGO、孤児年金及びその他の条件付き現金給付を含む拠出制・無拠出制の社会保障プログラムに障害の視点を組み込み、不平等の再生産

や就労阻害を回避するよう適格基準を見直すこと、世帯ターゲティング・システムを改革して障害に伴う追加コストを反映させること、さらに OPD との協議を通じて、貧困状態にある障害者を含む障害者向け住宅プログラムを設計・実施することを勧告している。

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）[36]

障害者基本法に基づき「全国アクセシビリティ計画」が採択され、制度面、管理・改修、アクセシビリティに関する知識管理という三つの戦略的アプローチの下で、調和のとれた法的枠組の整備、ユニバーサルデザインを前提とした公共政策及び管理ツールの推進、優良事例の創出、並びに権利としてのアクセシビリティの周知を目的とする目標・指標・年次目標が設定されている。計画策定過程では、OPD・支援団体との会議や検証ワークショップ、市民意見募集が実施され、建築物・都市環境のアクセシビリティに関する国家建築基準の技術規定改定案も提出されている。

2012 年以降の公共部門予算法は、地方政府に対し、自らの機関予算の最大 0.5%を都市インフラの工事・維持・修繕・調整に充て、アクセスの改善・確保を図る義務を課している。また、自治体には自区域内の都市環境・建築物におけるアクセシビリティ基準遵守の監督・モニタリング責任が課されている。CONADIS は、公共建築や都市・建築上の調整に関する基準違反への制裁権限を有し、2016 年に創設された監査・制裁局を通じて情報キャンペーンや監査を実施した結果、省庁本庁舎の窓口サービス・カウンターが最低限の物理的アクセシビリティ要件を満たすようになった。

自治体レベルでは、リマ歴史地区において点字の街路標識や音響信号機の設置が進められ、プーノ州では技術基準の普及と歩道スロープ整備等により、物理的環境の約 45%がアクセシブルになったと報告されている。ウカヤリ州は、機関訪問と啓発を通じてアクセシビリティの重要性を周知している。また、リマ市ミラフローレス区は、「ユニバーサル・アクセシビリティとインクルージョン促進」を目的とする区条例を採択し、公共・民間インフラへのアクセス条件や民間企業の優良実践促進措置を定めた。さらに、「自治体経営改善インセンティブ・プログラム」では、全国 239 自治体が地域のアクセシビリティ水準評価を実施し、障害者ケア窓口を設置したことも報告されている。

交通分野では、ペルー政府自身が公共交通機関の多くがアクセシビリティ要件を満たしていないことを認識しており、「国家人権計画」において旅客陸上輸送車両の技術的特性に関する国内規制の改正及び障害者が参加する交通マルチセクター委員会の設置を位置づけ、交通上の障壁と政策対応を検討する枠組を設けている。一方で、リマ地下鉄 1 号線やメトロポリターノ・バスなど新しい都市交通プロジェクトでは、歩行者用スロープ、点字ブロック、点字ボタン付きエレベーター、階段昇降機、アクセシブルトイレ、優先スペースや専用改札口など、物理的アクセシビリティを考慮した設備が導入されている。さらに、空港・港湾・陸上・鉄道ターミナル等に

[36]政府報告書（2018）及び追加情報（Additional information from the State party(2023)、総括所見（2023）に基づく。

おける障害者・妊婦・高齢者へのサービス提供を規定する法律も存在し、移動の権利と交通利用時の最大限の自立を原則として掲げているが、実施規則は未整備のままである。運輸・通信省は、航空輸送サービス及びインフラに関する技術基準を策定し、障害当事者を含む市民からの意見募集を経て、採択の最終段階にあるとされる。

これに対し障害者権利委員会は、リマ市外を中心に公共交通（車両・駅・停留所）が依然として完全にはアクセシブルではなく、既存の目標では障害者の他者と平等な利用が確保されていないこと、地方・地域政府が本来アクセシビリティ向上のために計上されている予算を十分に執行・活用していないことを課題として指摘している。また、現行のアクセシビリティ関連法制が、交通を含む全関連分野において拘束力のある基準、苦情処理メカニズム、評価制度を十分に備えていないこと、また低身長など比較的稀な障害のある当事者との協議に基づく立法が不十分である点も懸念している。委員会は、CRPD 第 9 条の全分野を対象とする拘束力のある法律を制定し、すべての政府レベルへの直接適用と監督・救済メカニズムを整備するとともに、OPD と継続的に協議しながらユニバーサルデザインの原則を徹底すること、すべての交通インフラ事業・運営契約にアクセシビリティ要件を組み込み、アクセシブルな車両・駅の数を増加させ、新たなインフラ（リマ地下鉄新線を含む）にも同原則を適用すること、さらに技術支援等を通じて地方自治体が計上済みのアクセシビリティ予算を確実に活用できる仕組みを構築することを勧告している。

⑦　情報アクセシビリティ[37]

ペルーの障害者基本法は、障害者が法的・行政手続において多様なコミュニケーション手段や形式を用いる権利を認めている。これにより、公的機関や公共サービス提供者、年金基金、銀行・金融・保険機関は、要請があった場合、情報・請求書・口座明細などをアクセシブルな媒体や形式（例：点字、音声、読み上げ対応データなど）で提供する義務を負う。

また、盲ろうを独立した障害として認める法律（2010）[38] 及びペルー手話法（2010）[39]により、公的・民間の公共サービス提供主体は、盲ろう者には通訳と移動支援等を一体的に行うガイド通訳、ろう者には手話通訳を本人の要請に応じて提供することが定められている。さらに、インターネットアクセス促進法により、公共機関や大学のウェブサイトにアクセシビリティ機能を組み込むことも義務づけられている。これに関連するアクセシブル・ウェブデザイン指針は、首相府デジタル政府事務局によって改定が進められており、「全国アクセシビリティ計画」の枠組の中で、情報アクセシビリティの向上が政府全体の課題として位置づけられている。

現場レベルでは、公的健康保険の実施機関が、視覚障害者向けに点字によるインフォームド・コンセント様式を導入し、法律・医療情報への実質的なアクセス確保を図っている。また、一部の大学では、スクリーンリーダーを備えた端末、読み上げ支援、テキスト変換サービスなどを備

[37]政府報告（2018）及び追加情報（Additional information from the State party(2023)、障害者権利委員会による総括所見（2023）に基づく。

[38] https://www.gob.pe/institucion/minedu/normas-legales/118420-29524(参照 2026-3-17)

[39] https://www.leyes.congreso.gob.pe/Documentos/Leyes/29535.pdf(参照 2026-3-17)

えたアクセシブル図書館サービスが整備されている。

ペルー手話法の施行規則（2017）は、ペルー手話の研究・教育・普及、手話通訳サービスの提供及び監視の仕組み、手話研修や熟練した手話通訳者の認定、通訳者名簿の作成などを定めている。教育省は、通訳者の役割・倫理・技能やろう者コミュニティとの関係を踏まえた通訳者プロファイルや評価方法の策定、職業資格カタログへの手話通訳養成プログラムの組込みも進められている。

なお、CONADIS は省庁や地域政府に対して手話通訳の配置を正式に要請し、40 を超える機関に技術支援を提供してきた。オンブズマン事務所、国家移住庁、通信規制庁、国立公証登録局、税関・税務庁、文化省、教育省などでは、ペルー手話通訳が利用可能な時間帯を設定し、オンライン予約フォームから利用申請ができる仕組みが整備されている。CONADIS 自身も、ろう者・難聴者向けの通訳提供プロトコルを採択し、対面での手話通訳に加えて、ビデオ通話を活用した遠隔通訳サービスを運用している。さらに、通訳体制が整っていない他の公的・民間機関とろう者をつなぐ「バーチャル・サポート・プラットフォーム」を通じて、情報アクセスを補完している。

これに対し障害者権利委員会は、公的テレビ等でペルー手話通訳が一部提供されている点を評価する一方、情報へのアクセス全体としては依然初期段階にとどまっていると指摘している。多くの公的機関やメディアでは手話通訳の保障が不十分であり、盲ろう者向けガイド通訳の養成や拡大・代替コミュニケーションのプログラムも不足している点が懸念されている。また、手話通訳の体系的な養成・認定制度が不十分であるため通訳者が不足していること、ウェブサイトやメディアサービスを含む公的情報・コミュニケーションへのアクセスに依然として障壁が存在すること、さらにそれらを保障する法的拘束力のある基準が未整備であることも問題として指摘されている。

委員会は、サービス提供を行う公的機関に資格を有する手話通訳者を配置するための財政的・人的資源を確保すること、公的テレビに限らずあらゆるテレビ番組に常時手話通訳を付すことを義務化し、その履行を運輸・通信省が定期的に監督することを求めている。また、手話通訳者及び盲ろう者向けガイド通訳の養成・認定の強化に加え、多様なコミュニケーション手段を活用した戦略の策定・実施も求めている。さらに、OPD との協議を通じて、公的・私的ウェブサイトやメディアサービスに適用される法的拘束力のある情報・コミュニケーション基準を採択し、手話・点字・拡大代替コミュニケーション、などを活用して、すべての障害者が公的情報にアクセスできるようにすることを勧告している。

⑧　防災[40]

ペルーには、災害リスク管理に障害の視点を横断的に組み込んだ「防災リスク管理国家政策」が存在する。また、「インクルーシブ防災リスク管理マニュアル」では、災害リスク管理の各段階

[40]政府報告（2018）及び追加情報（Additional information from the State party(2023)、総括所見（2023）に基づく。

における障害者の参加や配慮事項が示されている。さらに、「インクルーシブでアクセシブルな広報教材作成のための指針」や、障害者も利用できるよう配慮した「家庭用防災計画」の点字版が作成されるなど、情報提供や啓発教材の面でもアクセシビリティを考慮した取組が行われている。

他方で、障害者権利委員会は、洪水・土石流・地震などの自然災害や気候関連災害に際し、障害の視点を反映した具体的プロトコルが整備されていないため、アクセシブルな警報・情報、避難・シェルターその他の保護・支援サービスに障害者が十分にアクセスできていないこと、さらに災害リスク削減及び気候変動緩和の計画・実施・モニタリング・評価の各プロセスにおいて、OPD との協議が不十分であることも問題点として挙げられている。

そのうえで委員会は、危険な状況や人道的緊急事態（気候関連災害を含む）の全段階（予防・備え・救助・復旧・再建・和解[41]）において障害者を包摂するプロトコルを策定・遵守することを求めている。その際には、一時避難所・避難ルート・アクセシブルな警報・情報の整備など、環境・サービス・メッセージへのユニバーサルアクセスを確保するとともに、点字やペルー手話などあらゆるアクセシブルな形式で情報提供を行うことが必要とされている。さらに、2015–2030 年仙台防災枠組に沿い、あらゆる危険な状況における障害者のニーズに明示的に対応する防災・気候変動政策を、すべてのレベルで障害者とともに策定することが勧告されている。

[41] 紛争や暴力を伴う災害・危機の後に、分断されたコミュニティ同士の関係回復・信頼回復までを含む復興プロセスを指す。

3.　国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[42]

ペルー政府は 2008 年 1 月 30 日に CRPD 及びその選択議定書を批准した。第 1 回政府報告書は 2010 年 7 月に障害者権利委員会へ提出され、2011 年 10 月に提示された質問事項に対し、2012 年 3 月に回答書が提出された。同年 5 月には、第 1 回政府報告に対する総括所見が採択された。

2012 年には、「障害者基本法」が制定され、ペルーにおける CRPD 実施の包括的な政策枠組が整備された。さらに 2014 年には、その運用原則を詳細に定めた施行規則が採択され、同法の実施が一層強化された。

2018 年には、政府が第 2 回・第 3 回政府報告書を障害者権利委員会に提出した。2023 年には、市民社会はパラレルレポートを提出し、オンブズマン事務所（Defensoría del Pueblo）も、障害者の権利の促進・保護・監視を担う独立機関として監視報告書を提出した。同年に障害者権利委員会がこれらの報告書を審査し、第 2・第 3 次統合定期報告書に関する総括所見が採択された。

3－2. マラケシュ条約実施状況

ペルー政府は 2013 年 6 月にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）に署名し、2016 年 2 月に批准した[43]。2021 年 1 月 30 日に法律第 31117 号が公布され、著作権法（政令第 822 号）を改正する形でマラケシュ条約の国内実施に必要な法的枠組が整備された[44]。

ペルーの競争及び知的財産保護を所管する公正競争・知的財産保護庁（Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual: INDECOPI）の著作権局は、マラケシュ条約の内容を解説する「Guía de derecho de autor para comprender las disposiciones del Tratado de Marrakech（マラケシュ条約の規定を理解するための著作権ガイド）」を公表し、条約の趣旨や国内法上の例外規定について、関係機関・団体向けの普及・周知を行っている[45]。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）に関連する指標策定にあたり、国家戦略計画センター（Centro Nacional de Planeamiento Estratégico。以下、「CEPLAN」という。）は全国協議を実施し、市民の優先事項及びビジョンを把握するプロセ

[42] JICA 国別障害関連情報（2021）、障害者権利委員会ウェブサイトに掲載された報告書提出状況を参照。

[43] https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=843(参照 2026-3-17)

[44] https://www.garrigues.com/es_ES/noticia/peru-implementa-tratado-marrakech-establece-excepciones-derechos-autor-facilitar-acceso(参照 2026-3-17)

[45] https://www.gob.pe/institucion/indecopi/noticias/194994-el-indecopi-publica-guia-de-derecho-de-autor-para-comprender-las-disposiciones-del-tratado-de-marrakech-que-facilitara-a-las-personas-con-discapacidad-visual-el-acceso-a-las-obras-publicadas(参照 2026-3-17)

スを行った。この協議では、意思決定プロセスから伝統的に排除されてきた集団として障害者が優先的な対象とされ、当事者の意見を反映させることが重視された。

2024 年の自発的国家レビュー（VNR）[46]では、貧困状態にある重度障害者 106,628 人への現金給付（CONTIGO プログラム）の実績が「誰一人取り残さない」取組の一つとして示された。一方で、障害者を含む脆弱な人々の情報を省庁間で共有・連携し、社会保護プログラムに漏れなくつなげるためのデータ連携体制の整備が残された課題として指摘されており、SDGs の実施における障害者包摂の観点からは引き続き取組の強化が求められている。

障害者権利委員会は総括所見において、CEPLAN が SDGs の進捗モニタリングのために提案した指標については障害の視点を欠いている点に懸念を示し、SDGs の進捗監視を担う機関と連携しつつ、障害者及びその団体と広範に協議しながら、障害のあらゆる側面を特定するための計画を策定・実施するよう勧告している。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組[47]

ペルー政府は女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）を 1982 年に批准した。2022 年に第 9 回定期報告に関する審査が実施され、総括所見が採択された。CEDAW 委員会は、ペルーにおけるジェンダーに基づく暴力、とりわけ先住民女性、アフロ・ペルー人女性、農村女性、障害女性など、複合的差別にさらされる女性に対する暴力や差別が根強く残っていることに懸念を示している。そのうえで委員会は、障害や民族性、年齢などの交差性を考慮した包括的な差別禁止法制及び政策の整備、暴力被害女性に対する保護・相談・司法アクセスを含む支援サービスの強化、行政データ・統計の整備、並びに障害を含む多様な女性の実態を反映した政策立案・予算配分の強化を勧告している。また、障害のある女性・女児の教育、雇用、保健、政治・公共生活への参加機会の拡大や、スティグマと偏見の是正に向けた啓発活動及び研修の強化も求めている。

ペルー政府は子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）を 1990 年に批准した。2025 年 2 月には第 6 回・第 7 回統合定期報告に関する総括所見が採択された。CRC 委員会は、とりわけ障害のある子ども・若者の権利について、依然として高い就学排除率やインクルーシブ教育の不足、保健・リハビリテーションサービスへのアクセス格差などに懸念を表明している。総括所見では、障害児に関して人権に基づくアプローチを徹底し、包括的なインクルージョン戦略を策定すること、障害種別・性別・地域別に分解されたデータの収集と、診断・早期発見・早期介入体制の強化、インクルーシブ教育のための合理的配慮及び専門教員の養成・配置の推進が求められている。さらに、保健医療、メンタルヘルス、ソーシャルワーク、社会保障へのアクセス改善や、スティグマ・偏見の軽減に向けた啓発活動、子ど

[46] https://hlpf.un.org/countries/peru/voluntary-national-reviews-2024（参照 2026-3-31）
[47] CEDAW 委員会によるペルー第 9 回定期報告に関する総括所見、CRC 委員会によるペルー第 6・7 回統合定期報告に関する総括所見、及び ILO の国際労働基準に関するデータベース・サイト「NORMLEX」（https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=NORMLEXPUB:11003:0::NO:::）（参照 2026-3-31）を基に記載。

も本人及び家族の参加促進も勧告されている。

最後に、ペルー政府は障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（ILO159 号条約、1983 年採択）を批准している。同条約は、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国家政策の策定・実施・見直し、開かれた労働市場における雇用機会の促進、機会及び待遇の平等の確保、並びに関係主体（雇用主団体、労働者団体、OPD）との協議を求めている。あわせて、職業ガイダンス、職業訓練、職業紹介等の関連サービスの整備と専門人材の養成・配置が規定されている。本調査時点で、ILO 条約勧告適用専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations: CEACR）による同条約の履行状況に対する Direct Request（直接要請）もしくは Observation（所見）の採択は確認できなかった。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[48]

【無償資金協力】

・国立障害者リハビリテーション・センター建設計画（詳細設計）

・国立障害者リハビリテーション・センター建設計画

【技術協力プロジェクト：障害に特化した取組】

・地域精神衛生向上（1980～1987）

【草の根技術協力事業】

・ワラル地域保健福祉プロジェクト（2003～2005）

・障害者自立支援事業（2006～2009）

・障害者自立支援事業フェーズ2（2011～2016）

・ペルーにおける障害児スポーツ指導力強化及び普及促進プロジェクト（2021-2024）

• 他ドナー

【国際機関】

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）

・ペルー事務所では、障害者の就労支援に関する取組を実施している。2020 年以降、地方自治体及びおよび関連機関と連携し、ジェンダーの視点を取り入れた地方レベルの障害者就労支援モデルの構築を支援している。また、国連カントリーチームの一員として、国連持続可能な開発協力枠組（United Nations Sustainable Development Cooperation Framework: UNSDCF）における障害インクルージョンの主流化にも関与している。

[48] JICA 国別障害関連情報（2021）、JICA 課題別指針「障害と開発」、JICA 障害と開発パンフレット、各機関のウェブサイトを基に記載。

国連カントリーチーム（UN Country Team）

・2021 年以降、ペルーの国連カントリーチームは UNSDCF において障害インクルージョンを横断的課題として統合する取り組みを進めている。成果枠組には障害に配慮した指標が組み込まれ、障害担当フォーカルポイントのネットワークが進捗をモニタリングしている。国連機関は、障害者を対象とした社会保護制度、ケアシステム、雇用促進等の分野で政府を支援している。

ILO

・2018 年 12 月、ILO の支援のもと「ペルー・ビジネス・アンド・ディスアビリティ・ネットワーク（Peru Business and Disability Network）」が設立された。同ネットワークは民間企業の参画を促し、障害者の社会的・労働市場への包摂、ディーセント・ワークの促進、雇用機会の拡大を目的として活動している。

【国際 NGO】

CBM

・1972 年より国際 NGO としてペルーを含む南米諸国での活動を展開し、視覚障害者を中心に多様な障害者への支援を行っている。SDGs や障害者の権利に係る研修の実施、他の市民団体と協力しペルー政府への交渉等の活動を行っている。

Sense International

・盲ろう児・者とその家族の権利擁護のため、ペルーを含めアジアやアフリカにおいても活動を展開し、主に各国内の NGO に対する技術移転を行う。ペルーでは 2004 年に盲ろう児向けのデイケアセンターの発足から開始し、教育、職業訓練、アドボカシー等の他分野での活動を行っている。

ヒューマニティ・アンド・インクルージョン（Humanity & Inclusion。以下、「HI」という。）

・HI は、障害のある人やその他の脆弱者層とともに、基本的ニーズへの対応、生活条件の改善、尊厳と基本的人権の尊重の促進を目的としている。ペルーでは、頻発する自然災害から最も脆弱者層が自ら身を守れるようにすることを重点分野の一つとし、数年来、ベネズエラからの難民・移民とその受け入れコミュニティに対する支援も継続して行っている。

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

CONADIS は、OPD が登録できる「全国障害者登録簿（Registro Nacional de la Persona con Discapacidad: RNPD）」を管理している。2000 年から 2020 年の間に、合計で 569 の団体が登録されたとされている。

UNPRPD（2024）によれば、主要な OPD ネットワークとして、以下の 2 団体が挙げられている。多くの OPD はリマ首都圏に集中し、先住民族、アフロ・ペルー人、移民など一部グループの代表性が限定的である。また、多くの団体は制度基盤・財政基盤・運営能力の面で脆弱である点も指摘されている。

団体名	概要
ペルー国家障害者連盟（Confederación Nacional de Discapacitados del Perú: CONFENADIP）	OPD 及び連盟が集合した全国組織。障害者関連政策・プログラム・開発計画の実施を促進し、就労支援や社会参加促進のための研修を実施。国・地域・市レベルでの情報提供や啓発活動も行っている。
障害と権利に関する協議会（Mesa de Discapacidad y Derechos)	CONFENADIP の影響力低下を背景に、障害者権利に関する最も継続的な協議・連携の場の一つとして重要な役割を果たしている。知的障害、ASD児・者、視覚障害、聴覚障害、ダウン症、女性障害者などを代表する約 20 団体が参加。20 団体は次のとおりである。 1. アンダレス（Andares） 2. カパス・ペルー協会（Asociación Capaz Perú） 3. 視覚障害弁護士協会（Asociación de Abogados con Discapacidad Visual） 4. 発達と個人成長協会（Asociación de Desarrollo y Crecimiento Personal, ADECEP） 5. ヘルプ・ゼム・ホープ協会（Asociación Help Them Hope） 6. 自閉症ペルー（Autismo Perú） 7. アイニムンド（Aynimundo） 8. 障害者エンパワメントセンター（Centro de Empoderamiento de Personas con Discapacidad, CEMPDIS） 9. PUCP 障害と人権法律クリニック（Clínica Jurídica de Discapacidad y Derechos Humanos de la PUCP） 10. ペルー視覚障害女性委員会（Comisión de Damas Invidentes del Perú,

	CODIP） 11. メンタルヘルスと人権連合（Coalición de Salud Mental y Derechos Humanos） 12. コレクティボ 21（Colectivo 21） 13. エキポ 2（Equipo 2） 14. ペルー女性障害者全国連盟（Federación Nacional de Mujeres con Discapacidad del Perú, FENAMUDIP） 15. 変革のミューズ（Musas Inspiradoras de Cambios） 16. Maw LSP・ろう者団体（Maw LSP – Organización de Personas Sordas） 17. 平和と希望（Paz y Esperanza） 18. ペルー・エキダ（Perú Equidad） 19. 社会と障害（Sociedad y Discapacidad, SODIS） 20. ペルー・ダウン症協会（Sociedad Peruana de Síndrome Down, SPSD）

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Kipu Llaxta (Asociación Psico Inclusiva Kipu Llaxta)	障害のある人とない人がともに参加し、心理社会的側面も含めたインクルーシブな社会づくりを目指して活動している団体である。HI や子ども支援団体と連携し、災害リスク削減や防災キャンペーンの障害インクルーシブ化に向けた研修・ワークショップの実施やコミュニティのリスクマップ作成支援などを行い、障害当事者が主体的に地域防災や政策対話に関わることを重視している。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[49]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

一般保健医療およびリハビリテーションの分野においては、制度から取り残される障害者の多さと地域格差が課題となっている。障害と権利に関する協議会（Mesa de Discapacidad y Derechos）によると、障害者の約 4 分の 1 が無保険状態にあり、包括的保健保険制度などの公的保険に加入している場合でも給付範囲が限定的であるため、希少疾患や進行性疾患を含む継続的な医療ニーズを十分にカバーできていない。特に地方におけるリハビリテーションサービスの不足は極めて深刻であり、実際に必要な治療やリハビリを受けられている障害者は 1 割強にとどまる。さらに、法的に保障されているはずの車いすや義肢などの補装具・支援機器の提供についても、保険加入者すら受け取れない事例が散見され、無保険者は民間等の寄付に依存せざるを得ない。この支援機器の提供業務は、CONADIS や地方自治体、民間団体などが断片的に担っているにすぎず、体系的な連携やフォローアップを欠いている。また、オンブズマン事務所は、国家の保健政策やガイドラインの策定段階そのものから障害の視点が欠落していると指摘し、とりわけ障害を持つ女性が、性と生殖に関する健康や家族計画を含む保健サービスにアクセスするための情報提供や合理的配慮といった前提条件が、依然として整っていない現状を強く批判している。

精神保健の分野においては、近年進められてきた法制度上の改革が現場の実態に追いついていない実態が浮き彫りになっている。精神保健法等の整備により、地域ケアの重視や、公的・私的保険への精神医療カバーの義務付け、本人の意思に反する入院の禁止といった重要な前進は見られた。しかし、オンブズマン事務所によれば、同分野が国家開発計画などの優先事項として十分に位置づけられておらず財源も不十分なため、地域精神保健センターや保護付き住居の整備は計画目標に達しておらず、脱施設化と地域移行は途上にある。結果として、主に貧困層を中心に約 8 割が必要なケアを受けられておらず、実務上も差別的取扱いや補償除外が残存している。こうした制度の形骸化は当事者への人権侵害にも直結しており、障害と権利に関する協議会の指摘によれば、私立精神科クリニックを中心に、本人の意思に反する長期入院や強制投薬、外部との連絡遮断が依然として横行している。それにもかかわらず、監督機関や司法手続きが社会的な偏見や手続き上の不備によって十分に機能していないとされる。この状況に対し、オンブズマン事務所は、精神保健政策のマルチセクター化、十分な財源の確保、そして人権侵害を行う違反機関に対する監督・制裁の厳格化を強く求めている。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

障害児が教育制度にアクセスする初期段階において、深刻な格差と障壁が存在している。障

[49] 2023 年に障害と権利に関する協議会（Mesa de Discapacidad y Derechos）が障害者権利委員会に提出したパラレルレポート、及び人権オンブズマン事務所（Defensoría del Pueblo）が提出したモニタリング報告書に基に記載。また、JICA 課題別研修 2025 年度「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」研修の帰国研修員であるペルー・アレキパ市役所障害者ケア機能ユニット専門官 Roy Jorge Castro Goyzueta 氏 に対して 2026 年 5 月 15 日に実施したインタビュー結果も参照した。

害と権利に関する協議会の指摘によると、障害者は教育を受ける権利を最も侵害されている集団の一つであり、教育歴のない人が約 14%に上るほか、初等・中等教育を修了している人も限られている。3 歳未満を対象とする早期介入プログラム（PRITE）は、必要とする子どもの約 3 分の 1 しかカバーできておらず、対象年齢が 3 歳までに限定されていることから、ASD などの診断遅れや、子どもへのその後の支援の空白を生む原因となっている。

さらに、入学段階における障害を理由とする体系的な入学拒否が存在するが、多くが口頭で行われるため、実効的な不服申立てや救済が機能していない。オンブズマン事務所は、学齢期の障害者に対する教育制度へのアクセスギャップが依然として大きく、国家が実施した基礎教育へのアクセス改善策が期待された成果を上げていないと評価している。この解消には、障害の視点にジェンダー、貧困、地域などの交差性アプローチを組み合わせ、教育サービスの利用可能性・アクセス可能性・受容性・質という四側面を保障する戦略の見直しが必要であるとしている。

学校現場における具体的な障壁として、インフラの深刻な不備、教員の専門性不足、そして校内での不適切な慣行が複合的に作用している現状がある。オンブズマン事務所の調査では、特別な教育ニーズに対応できるインフラを備えた教育機関は全国の 1～2 割に満たず、教室やトイレなどの改修が急務とされているほか、障害と権利に関する協議会もバリアフリー化や通学手段の不足により、特に農村部で通学自体が困難な児童が多いことを報告している。ソフト面についても、教員養成課程へのインクルーシブ教育の導入が進んでいないため、通常学校の教員の多くが障害児教育を自らの責任と認識しておらず、Casrto 氏[50]も教員の研修不足やコミュニケーションスキルの欠如、手話通訳等の不足により、一部の保護者が過大な負担を強いられている現状を指摘する。さらに、現場ではカリキュラム調整の不足や、外部支援費用を家族に負担させる不適切な慣行、校内活動からの排除、差別や暴力の被害といった、当事者を取り巻く多層的な排除構造が障害と権利に関する協議会によって批判されている。

高等教育や専門資格の取得、およびそれに伴う進路選択の局面においても、多層的な障壁が存在している。Casrto 氏の指摘によれば、大学等の高等教育機関ではスロープやエレベーターなどの物理的アクセシビリティが欠如しており、大学側の受け入れや合理的配慮への消極的な姿勢、既存の障害学生支援センターの機能不全なども相まって、専門的・技術的資格を取得している障害者は約 2 割にとどまる。さらに同氏は、これら物理的・制度的バリアに加え、家族の過保護な傾向が当事者の活動や進学を控えさせ、進路選択における「自己決定」を阻んでいるという社会心理的な課題も強調する。この解決策として、ペルー工科大学（Universidad Tecnológica del Perú）と連携した自立生活センターの設立などを通じ、大学内での支援機能やパーソナル・アシスタントの育成を強化し、当事者のエンパワメントと自己決定の向上を図る必要性が唱えられている。

[50] ペルー・アレキパ市役所 障害者ケア機能ユニット専門官 Roy Jorge Castro Goyzueta 氏。脚注 49 参照。

５－３. 就労に関する障壁・ニーズ

障害者の労働参加率はきわめて低く、大部分が就労の機会から遠ざけられている。 オンブズマン事務所が国勢調査等のデータから指摘するように、生産年齢の障害者の約 3 分の 2 が就業していない。さらに、障害と権利に関する協議会及び地方自治体の現場レベルの指摘よれば、障害者の約 8 割が一般労働市場に参加していないという極めて厳しい現状がある。格差は一様ではなく、障害のない人と比較して労働参加率や賃金が著しく低いだけでなく、とりわけ障害女性や農村部の障害者で格差が深刻化している。

就業に結びついた場合であっても、その多くは権利保護の脆弱な環境にある。 オンブズマン事務所及び障害と権利に関する協議会は、就業者の多くが自営業や家族従事者、あるいは非正規・低賃金・社会保障のない不安定な仕事に偏っている実態を挙げている。こうした基盤の脆弱さは危機時に顕在化し、新型コロナウイルス感染症の流行期間には、有期契約の障害者が更新されない事例が多数報告され、雇用ギャップがむしろ拡大した。

障害者基本法は、公的競争試験での加点、選考手続の調整、合理的配慮、雇用率義務などを規定しているが、これらは実効性を欠いている。実際には公的・民間部門ともに雇用率を大きく下回っている。違反に対する実効的な制裁や一元的な監視メカニズムが欠如しているため、不履行に対する制裁が事実上機能していないことが、障害と権利に関する協議会とオンブズマン事務所の双方から強く批判されている。

障害者の就労促進を阻む要因として、行政の制度設計や指針が、かえって障害当事者のインセンティブや選択肢を狭めている側面が指摘されている。Castro 氏によれば、極度の貧困層に限定された現在の障害年金制度が就労機会を抑制しているほか、障害と権利に関する協議会は、政府の雇用指針が職務と能力の適合性を強調しすぎるあまり、「障害者向の仕事」というステレオタイプを再生産していると警告する。さらにオンブズマン事務所は、合理的配慮の運用監視や支援プログラムの継続性不足を挙げて実効性の低さを批判している。これらに加え、民間企業における物理的アクセシビリティや職場環境の整備、合理的配慮の提供が決定的に不足していること、そして企業社会に根強く残る「障害者には業務遂行能力がない」という偏見や差別が複合的に作用し、採用の初期段階から障害者を排除する強固な障壁となっている。

５－４. 移動に関する障壁・ニーズ

公共交通システムにおいては、一部で近代化が進むものの、依然として不完全な状態にある。リマ首都圏では大量輸送システム（メトロポリターノや地下鉄 1 号線）が整備されてきた。しかし、障害と権利に関する協議会やオンブズマン事務所は、駅に接続するフィーダーバス（補助路線バス）の多くが車いす非対応であり、駅周辺の歩道や交差点などの環境整備も不十分なため、障害者が駅にたどり着くこと自体が困難な状況を報告している。さらに、車内のターンスタイル[51]設置など新たなバリアも生じていると指摘されている。

[51] 自動改札機の回転バー

障害と権利に関する協議会によると、教育施設や司法アクセスの面でも、バリアフリーなインフラや情報通信技術の整備が遅れており、障害児の中途退学や障害当事者の司法手続利用の困難さとして現れている。同事務所は、交通事業者とのコンセッション契約の見直し、アクセシブル車両・インフラの導入義務化、違反企業への制裁、点字・やさしい情報提供、手話通訳の拡充など、実態に直結する措置を伴うアクセシビリティ政策への転換を勧告している。首都圏外では地下鉄や鉄道などの大量輸送手段が欠如している。アレキパ市役所　障害者ケア機能ユニット専門官へのインタビューでも、首都リマで一定の改善が見られる一方、ペルー第 2 の都市アレキパにおいては、アクセシビリティ設備はごく一部にとどまることが指摘された。

自宅から公共インフラにいたるまで、移動の困難は日常生活の全般に及んでいる。障害と権利に関する協議会によると、都市部・農村部を問わず、自宅内、学校、職場での移動に困難が集中している。大学、企業、政府機関の建物を含む多くの都市施設でエレベーターや点字ブロックなどの配置は限定的である[52]。オンブズマン事務所は、特に教育施設や司法アクセスにおけるインフラ整備の遅れを懸念しており、これが障害児の中途退学や、障害当事者の司法手続き利用の困難さとして顕在化していると分析している。

アクセシビリティ向上計画（Plan de Infracciones Inmediatas en Seguridad Vial y Transporte Público: PIISTA）、重度障害者向け都市交通無料制度、第 30412 号法（交通機関における無料利用）などの枠組はあるものの、障害と権利に関する協議会は予算未執行や対象者の限定により実効性が乏しく、地方自治体に課された「予算の 0.5%をアクセシビリティ改善に充当する義務」も履行されていないと指摘する。また、メディアが手話通訳、字幕、音声読み上げなどを通じた情報アクセスを十分に提供しておらず、情報・コミュニケーション面のアクセシビリティも大きく欠如しているとしている。さらに、オンブズマン事務所は、「国家アクセシビリティ計画 2018–2023」の策定や技術基準 A.120（建築物におけるユニバーサル・アクセシビリティ）の改正が進んだ一方で、成果指標が規則整備や研修実施の件数に偏り、実際にアクセシブルな交通・建物・サービスが増加したかを示す指標が不足していると批判する。実際にアクセシブルな交通・建物・サービスが増加したかを示す実質的な指標が不足しており、違反企業への制裁やコンセッション契約の見直しを含む、より実効性のある政策への転換が求められている。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

政府は「ペルーデジタル・アジェンダ 2.0」などで印刷物・電子情報・ICT を障害者に完全にアクセス可能とする方針を掲げ、統一デジタルプラットフォームも整備をすすめてきた。しかしながら、オンブズマン事務所は、これらは実際には多くの障害者にとって十分アクセシブルではないと指摘する。その原因として、各省庁の電子政府戦略推進のための内部規程の改正が進んでいないことが挙げられ、オープンガバメントや情報アクセスの理念が行政の現場に浸透していない現状がある。また、障害と権利に関する協議会は、アクセシビリティの概念が狭義に捉

[52] Castro 氏へのインタビュー結果に基づく。

えられており、あらゆる障害のある人にとって利用可能な形で情報を提供するという基本認識が希薄であると批判している。

言語及びコミュニケーション面での合理的配慮提供の欠如は、特にろう者の日常生活や教育機会に重大な影響を及ぼしている。第一に、メディアを含めろう者向けの情報保障のインフラが十分に整備されていない。障害と権利に関する協議会及びオンブズマン事務所の報告によれば、多くの地域で手話通訳者が不足している。ペルー手話を公式に認める法的枠組みが存在するにもかかわらず、国レベルで手話通訳者の数や配置に関する基礎データすら整備されていない。オンブズマン事務所の調査では、多くの学校が「手話通訳者が配置されていないこと」を理由にろう学生の受け入れを拒否していると回答しており、情報保障の欠如が障害児・者の教育機会を不当に制約する直接的な要因となっている。

情報のアクセシビリティだけでなく、行政が保有する「障害に関する個人情報」の管理体制にも重大な瑕疵が指摘されている。障害と権利に関する協議会によると、身分登録・戸籍全国登録局が収集した「障害の有無」に関するデータが適切に保護されておらず、そのため、金融機関や通信会社がデータベース経由で障害情報を不当に把握し、それを理由としてサービス提供を拒否した事例が確認されている。プライバシー保護と差別防止の観点から是正の必要性が指摘されている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

一般にジェンダー暴力や家庭内暴力においては、パートナーまたは元パートナーによる暴力が想定されやすい。しかし、障害と権利に関する協議会の指摘によると、障害のある暴力被害者の多くは障害女性であり、その日常生活やケアを家族や介護者に依存せざるを得ない構造が暴力のリスクを高める要因となっている。CEM が扱う障害者の暴力事案に関する統計はこの事実を裏付けている。オンブズマン事務所の報告によると、CEM が扱う障害者への暴力事案のうち、被害者の約 7 割を女性が占めており、加害者の過半数が家族であることが判明している。

国家はこうした障害女性特有の暴力形態を十分に認識していない結果、現行の法制度や運用システムとの間に深刻な乖離が生じている。暴力防止法（第 30364 号法）やリスク評価票（Ficha de Valoración de Riesgo: FVR）はパートナー暴力を前提としており、家族による暴力を十分想定していないため、家族や介護者による暴力が想定から漏れてしまい、障害女性のケースが高リスクとして認定されにくくなっている。障害と権利に関する協議会は、その結果として、被害者を守る法的な保護措置も限定的なものにとどまっていると指摘している。さらに、オンブズマン事務所は、同法が障害者を「特別な保護が必要な集団」と位置づけたことにより、この保護を名分として、心理社会的障害のある女性に対する強制的な精神科入院や、路上生活する女性の施設収容といった形で運用されていることを報告している。これらは、CRPD が求める尊厳と権利の保障から逸脱した恣意的拘禁に当たるとして、強い懸念が示されている。

6. 参考資料

Government of Peru（2018）*Combined second and third periodic reports submitted by Peru under article 35 of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*.

Government of Peru（2023）*Additional Info from State party*.

International Labour Organization (1983) *Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention, 1983 (No. 159)*.

Mesa de Discapacidad y Derechos and Allies on the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Peru (2023) *Alternative report*.

Ombudsman's Office (Defensoría del Pueblo) (2023) *Report for the review of the Peru report and the adoption of the final observations and recommendations to the Peruvian State*.

UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2022) *Concluding observations on the ninth periodic report of Peru*.

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities（2023）*Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Peru*.

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities（2017）*List of issues prior to submission of the combined second and third periodic reports of Peru*.

UN Committee on the Rights of the Child (2025) *Concluding observations on the combined sixth and seventh periodic reports of Peru*.

内閣府（2025）『令和 7 年版 障害者白書』
https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r07hakusho/zenbun/index-pdf.html

JICA（2021）『国別障害関連情報 ペルー共和国』
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044913.pdf